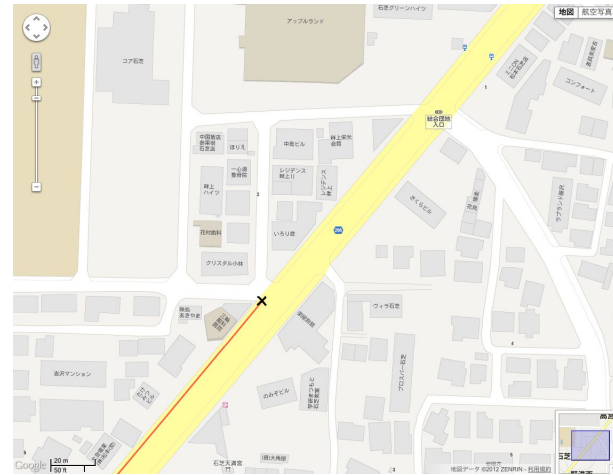


2012年9月27日（木）に発生した交通事故の状況

松本市笹賀での仕事を17時15分に終え、隣接する松本平広域公園を18時40分ごろまでジョギング、普段通りのルートで自転車で城北地区の自宅に向かっていた。夜間のため、前照灯は点灯していた。

長野県道296号を二子橋から高宮交番へ向かう途中の石芝にて、自分は車道左側、歩道との間にある側帯を走行。先の信号（総合団地入口）の赤信号を受け、自分も車道の車列も減速状態にあった。

19時（前？）ごろ、車道中央を走行していた軽自動車が信号停止を回避しようとしたのか急に思い立ったように、手前の道へ入ろうと加速しながら急左折。当然ウインカーなし。自分の自転車と接触し、なおも軽自動車が左折を続けた。自転車は軽自動車の下敷きとなり、目撃者の証言によれば自分の身体は宙を一回転したと言う。



軽自動車側に道路交通法第34条（交差点における通行方法等）、第53条（灯火及び合図）、第70条（運転者の義務）違反がある。自転車側は定められた通行帯を前照灯を付けて正しく通行していたため過失はない。

すぐに救急及び警察が呼ばれた。自分は左肩が動かず、眼鏡を失くした（破損状態にあるものを人が拾って渡してくれた）。どうにか立ち上がってみるが、近くの段差に座り込む。左頬から出血があり、両肘や両膝、右手甲にも擦り傷あり。下敷きになった自転車は始め現場保存の方針だったようだが他の交通の妨げとなるため、ジャッキ等で取り出された。一見して前輪とハンドルシステムが大きく変形しており、それを見た私はふさぎ込む。意識はあり事故の記憶もハッキリしているが、なかなか状況を飲み込めず、すこしぼうっともした。

間もなく救急車が到着、相澤病院に運ばれる。検査と救急処置の後、警察官と加害者に面会。怒りはしなかったが、一点「ウインカーは付けていなかったですね？」と確認。加害者が曖昧な返事をしたため警察官に目撃者が何と言っていたか尋ねたら「しまった、聞きそびれた」というような表情をしつつ、「加害者側が『今回の事故の原因は自分の不注意にある』と認めているので保険の争いにはなりませんよ」と太鼓判を押す。

当日分の検査・治療費用は加害者が実費負担。自分は徒歩での帰宅を希望したが、結局加害者の軽自動車に送ってもらう。

翌日の9月28日（金）、仕事を休んで相澤病院の整形外科、救急救命科、麻酔科での診察と検査。相手方保険会社の損害保険ジャパン担当との面会も済みます。診察中、貧血で何度か横になる。左鎖骨遠位端骨折のため、手術が必要となる。夕刻に会計（相手方保険会社が支払い手続き済）を終え、眼鏡を作りなおしに行く。破損したものと同一フレームがないので、ほぼ同等品を購入。領収書を取り、被害物として申告予定。

さらに事故現場に行き、いろいろ庭の駐車場に預けた状態の自転車を引き取る。前輪が回らないため前方だけ持ち上げて引きずるが、松本警察署までで体力が尽き、警察に求められていた診断書の提出だけ果たし、自転車は駐輪場に置いて帰宅。自転車も全損扱いとなっており、被害物として申告予定。

以上この日の行動は、貧血のため車椅子で押してもらっていた病院内を除き全て徒歩（計14km）。

翌9月29日（土）、松本警察署で自転車を引き取り、自宅まで引きずる。徒歩計7.4km。

9月30日（日）に入院、10月1日（月）に全身麻酔での手術予定。